

児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十五年四月二日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	支援の種類	指定年月
株式会社ぐりーん	大和郡山市美濃庄町七三三一一	ぐりーん天理支店	天理市岩室町五七一四	天理市岩室町	天理市岩室町	児童発達支	児童発達支	平成二十一年三月	平成二十一年三月
一般社団法人無限	生駒市西菜畑町一五二一	ワンステップ	生駒市小瀬町三四一九ヒ	生駒市小瀬町	児童発達支	児童発達支	児童発達支	平成二十一年三月	平成二十一年三月
株式会社あん傘ぶる	天理市二階堂上ノ庄町二七九一	ノデハイツ一〇二	天理市二階堂上ノ庄町二七	天理市二階堂	児童発達支	児童発達支	児童発達支	平成二十一年三月	平成二十一年三月
株式会社青	桜井市初瀬六九	うすきつ	桜井市栗殿一〇二一	桜井市栗殿一	イサービス	イサービス	イサービス	放課後等デ	放課後等デ
合同会社k	空	三	奈良市出屋敷町一七一九八	奈良市出屋敷町一七一九八	イサービス	イサービス	イサービス	支援	支援
u-l-ch-i	株式会社青	株式会社	株式会社	株式会社	一般社団法	人無限	一般社団法	株式会社	合同会社

株式会社サ ンケア	奈良市富雄元町 二一六一三三	株式会社サ ンケア	株式会社サ ンケア	株式会社サ ンケア	株式会社サ ンケア	
二階	二階	二階	二階	二階	二階	
奈良市富雄元町 二一六一三三	桜井市金屋一〇 二一五	桜井市金屋一〇 二一五	万葉介護サ タービスセン タ一権原	万葉介護サ タービスセン タ一権原	太陽キッズ	サンケア・ デイセンタ
和町一ー三〇	万葉介護サ タービスセン タ一権原	万葉介護サ タービスセン タ一権原	万葉介護サ タービスセン タ一権原	万葉介護サ タービスセン タ一権原	奈良市富雄元 町二一六一三 三二階	奈良市学園大 和町一ー三〇
奈良市学園大 和町一ー三〇	権原市大字五 井町八二一ー	権原市河西七 五五番地	権童発達支 援	権童発達支 援	放課後等デ イサービス	児童発達支 援
五年三月	五年三月	五年三月	五年三月	五年三月	平成二十 五年三月	平成二十 五年三月
一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日
一日	五年三月	平成二十 五年三月	イサービス 放課後等デ	児童発達支 援	権原市大字五 井町八二一ー	タ一権原